平成　　年度　個人の町民税･県民税　特別徴収税額の

　　　納期の特例に関する申請書

※第　　　号

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| （あて先）芝山町長平成　年　月　日提出　 | 　　申　請　者 | 住所または所在地 |  |
| 氏名または名称および代表者 | ㊞　　 |
| 特別徴収義務者指定番号 |  | 電話番号 | （　　　　）　　　－ |
| 地方税法第３２１条の５の２の規定により特別徴収税額の納期の特例について申請します |
| 特例の適用を受けようとする税額 | 平成　　年　　月以降の支給に係る給与所得および退職所得に対する特別徴収税額 |
| 最近６ケ月における　給与を受ける者の数 |  | Ｈ　年　月 | １ヶ月前 | ２ヶ月前 | ３ヶ月前 | ４ヶ月前 | ５ヶ月前 |
| 人数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 上記のうち、臨時に　雇用している者の数 | 人数 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 |
| 現在徴収金の滞納が　ある場合または最近において著しい納付遅延がある場合において、それがやむを得ない　理由によるものであるときはその理由 |  |
| 申請の日前１年以内における納期の特例承認の取消の有無および　取消年月日 | 有（平成　　年　　月　　日取消）　・　無 |

　　　　　　　（裏面もご覧ください）

１．　特別徴収税額の納期の特例制度について

（１）　この特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から

　　　　　給与の支払いを受ける者が常時１０人未満である者に限ります。

1. 特別徴収義務者がこの特例の適用を受けようとする場合には、市長に

　　　　　申請し承認を受けなければなりません。

　　（３）　この特例の承認を受けた場合には、下表に記載した期間中の支払いに

　　　　　かかる給与所得および退職所得について特別徴収した町民税を、それ

　　　　　ぞれ次に掲げる期間までに納入することができます。

|  |  |
| --- | --- |
| 期　　　間 | 　　納　期　限 |
| 　６月から１１月までの徴収分 | １２月１０日 |
| １２月から翌年５月までの徴収分 | 翌年６月１０日 |

　　（４）　納期の特例について承認を受けていた者は、その者から給与の支払い

　　　　　を受ける者が常時１０人以上となった場合には、その旨を遅滞なく市長

　　　　　に届け出なければなりません。

1. 滞納や著しい納付延長があるときは、この承認が受けられないことが

　　　あります。また承認を受けても、滞納・納付延長がありますと、この特

　　　例の承認を取り消されることがありますのでご注意ください。

２．　申請書の書き方

1. 指定番号は必ず記入してください。
2. 人数の欄は給与の支払いを受ける者の人数を記入してください。
3. 提出先

**〒２８９－１６９２**

**千葉県山武郡芝山町小池９９２**

**芝山町　町民税務課　課税係**

**電話（０４７９）７７－３９１５**

※提出後、審査のうえ可否を通知いたします。